

公益社団法人 日本コンクリート工学会
JCI-TCI コラボレーション委員会規程

令和 5年12月25日 制定

(目的)

第1条 この規程は、JCI-TCI コラボレーション委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員20名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長、副委員長及び幹事各1名を置く。
2. 委員長は、会長が指名する。
3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長、幹事及び委員の任期は2年とし、重任を妨げない。
2. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、JCI と TCI（台湾コンクリート工学会）が共同事業を行うことを目的として、次の各号の業務を行う。ただし、重要事項については必要に応じて、国際委員会に付議する。

- (1) JCI と TCI の Joint Seminar 等の開催及び支援
- (2) JCI、TCI それぞれの研究・技術成果の相互への普及活動
- (3) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、国際委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。